

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

東京都で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等及び  
千葉県で採取された渡り鳥糞便における鳥インフルエンザ検査状況等について  
(H26.11.25)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	<u>11/25</u> <u>インフルエンザウイルスは分離されず</u>	11/17指定 <u>11/25</u> <u>18時解除</u>
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19回収	陽性		確定検査機関に送付	11/19指定
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18 回収	陽性	11/20 陽性	<u>11/22</u> 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/20指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

## 【No.2の案件について】

17日(月)、国立環境研究所の遺伝子検査において陽性とされた死亡野鳥について、動物衛生研究所(確定検査機関)において実施された検査により、A型インフルエンザウイルスは分離されませんでした。また、現地での重点監視を通じて野鳥の大量死等は確認されていません。このため、現在設定している野鳥監視重点区域は、本日18時に解除します。

## 【No.4の案件について】

21日(金)、動物衛生研究所(確定検査機関)において実施された検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)であることが判明したカモ類の糞便2検体について、22日(土)、同研究所において実施された検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)であることが判明しました。すでに高病原性であることが21日に判明していることから、これによる対応の変更はありません。引き続き野鳥監視重点区域での監視を行います。



【参考：No.2の案件】

1 主な経緯等

(1) ホシハジロの回収地

東京都江東（こうとう）区

(2) 経緯

- ホシハジロ1体の死体を回収（11月13日）。簡易検査を実施したところ陰性と判明。
- 11月17日に国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところA型インフルエンザウイルス遺伝子陽性と判明。
- 17日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- 18日、動物衛生研究所に確定検査のため検体を移送。
- 25日、確定検査結果の判明。検査終了。

2 対応

(1) 野鳥監視重点区域は解除。

(2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。

(3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に掲載）に基づき適切に対応。

3 検査結果について

遺伝子検査では、不活化した（死んでいる）ウイルスの遺伝子にも反応し、陽性となることがあります。今回の案件は、例えば、死亡野鳥が回収時点等に生きているウイルスを保有していなかったことが考えられます。

【参考：No.4の案件】

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点

千葉県長生郡長柄町（ながらまち）

(2) 経緯

- 11月20日、千葉県より、千葉県が独自に行っている渡り鳥糞便調査（11月18日に採取）の遺伝子検査により、カモ類の糞便2検体から、鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）遺伝子が検出された旨報告があった。
- 20日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- 21日、動物衛生研究所に確定検査のため検体を移送。
- 21日、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）と判明。
- 21日、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを、国内単発発生時の「対応レベル2」から、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」に引き上げ、監視を強化。
- 21日、野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。



- 22日、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）と判明。
- 23日、野鳥緊急調査チームを現地に派遣。

## 2 対応

- (1) 野鳥緊急調査を23日（日）～25日（火）実施。26日（水）に結果速報を公表予定。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)）に掲載）に基づき適切に対応。

## 3 検査結果について

確定検査において、21日時点では、HA 亜型及び病原性について結果が判明。22日に NA 亜型が判明。これにより、今回の案件は、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）と確認。なお、高病原性が判明した時点で対応を開始しており、これにより特に対応の変更はありません。

**※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。**（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)）

平成26年11月25日（火）
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：堀内 洋（内線6470）
鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）